

現行	改正	備考
<p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、定款第50条の規定に基づき、<u>国内競技会及び国際競技会の組織並びに運営に関し</u>必要な事項を定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(定義) 第2条 本規則における次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 主催 自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という）</p>	<p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、定款第50条の規定に基づき、<u>競技会の組織及び運営に関する</u>必要な事項を定める。</p> <p>(競技会の種類) 第2条 本協会の競技会は、次の通り分類するものとする。 (1) 選手権大会 次の各号の要件を満たす全国的規模の競技会を選手権大会と定める。 ① 本協会の加盟チーム（準加盟チームを含む）のみが参加資格を有すること ② 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が各都道府県又は地域において予選会を開催し、当該大会に出場する各都道府県又は地域を代表するチームを選出する方式が採られていること ③ 加盟チーム規則第3条に定める各種別又は加盟団体規則第12条が定める各種の連盟が統括するカテゴリーにおける日本一のチームを決すること (2) 大会 本協会が主催する全国的規模の競技会のうち、選手権大会の要件を満たさず、又、リーグにも該当しない競技会を大会と定める。 (3) リーグ 複数のチームが一定の期間において相互に対戦し、対戦結果を総合した成績によって順位等を決定する競技会をリーグと定める。 (4) その他 サッカーの普及を主たる目的として開催されるフェスティバル又は親睦大会等の競技会をその他の大会と定める。 2. 前項に定める分類は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下、「Jリーグ」という。）が主催する各種競技会には適用されない。</p> <p>(用語の定義) 第3条 本規則における次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 主催 自己の名義において試合、イベント等（以下、「試合等」という）を</p>	

<p>を開催すること</p> <p>(2) 共同主催（共催） 共同の名義において試合等を開催すること</p> <p>(3) 主 管 試合等の運営を委託を受けて実施すること</p> <p>(4) 後 援 他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない）</p> <p>(5) 協 力 他者の主催する試合等に物品を供与し、又は一定の許諾を与える等の方法により協力すること</p> <p>(6) 特別協賛（冠協賛） 他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること</p> <p>(7) 協 賛 他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること</p> <p>(8) 公 認 他者の主催する試合等又は他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること</p> <p>(9) 推 薦 他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、サッカー界又は本協会にとって良質又は好ましいものとして認知すること</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>(競技会の名称の制限)</b> 第4条 本協会が主催する競技会以外は、その名称に「全日本」又は「全国」を使用することはできない。</p> <p><b>(競技会の主催)</b></p>	<p>開催すること</p> <p>(2) 共同主催（共催） 共同の名義において試合等を開催すること</p> <p>(3) 主 管 試合等の運営を委託を受けて実施すること</p> <p>(4) 後 援 他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない）</p> <p>(5) 協 力 他者の主催する試合等に物品を供与し、又は一定の許諾を与える等の方法により協力すること</p> <p>(6) 特別協賛（冠協賛） 他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること</p> <p>(7) 協 賛 他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること</p> <p>(8) 公 認 他者の主催する試合等又は他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること</p> <p>(9) 推 薦 他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、サッカー界又は本協会にとって良質又は好ましいものとして認知すること</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 国内競技会</b></p> <p><b>(総 則)</b> 第4条 国内競技会の組織及び運営に関する事項は、本節の定めるところによる。ただし、本節に定めのない事項については、理事会において別に定める。</p> <p><b>(競技会の名称の制限)</b> 第5条 <u>本協会はFIFAが認める日本における唯一のサッカー協会であり、原則として、全国的規模の競技会は本協会が主催する。本協会が主催しない競技会は、その名称に「全日本」又は「全国」を使用することができない。</u></p> <p><b>(主 催)</b></p>	
--	--	--

**第3条** 本協会は、次の競技会を主催する。

- (1) 天皇杯全日本サッカー選手権大会
- (2) 全日本大学サッカー選手権大会
- (3) 総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント
- (4) 全国社会人サッカー選手権大会
- (5) 全国地域サッカーリーグ決勝大会
- (6) 全国クラブチームサッカー選手権大会
- (7) 全国専門学校サッカー選手権大会
- (8) 全国高等専門学校サッカー選手権大会
- (9) 高円宮杯全日本ユース（U-18）サッカー選手権大会
- (10) 全国高等学校サッカー選手権大会
- (11) 全国高等学校総合体育大会サッカー競技
- (12) 日本クラブユースサッカー選手権（U-18）大会
- (13) 高円宮杯全日本ユース（U-15）サッカー選手権大会
- (14) 日本クラブユースサッカー選手権（U-15）大会
- (15) 全国中学校体育大会／全国中学校サッカー大会
- (16) 全日本少年サッカー大会
- (17) 全日本女子サッカー選手権大会
- (18) 全日本大学女子サッカー選手権大会
- (19) 全日本高等学校女子サッカー選手権大会
- (20) 全日本女子ユース（U-18）サッカー選手権大会
- (21) 全日本女子ユース（U-15）サッカー選手権大会
- (22) 全国レディースサッカー大会
- (23) 全日本フットサル選手権大会
- (24) 全日本大学フットサル大会
- (25) 全日本ユース（U-15）フットサル大会
- (26) 全日本少年フットサル大会
- (27) 全日本女子フットサル選手権大会
- (28) 全国ビーチサッカー大会

**第6条** 本協会は、次の競技会を主催する。

（選手権大会）

- (1) 天皇杯 JFA 全日本サッカー選手権大会
- (2) 全日本大学サッカー選手権大会
- (3) 総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント
- (4) 全国社会人サッカー選手権大会
- (5) 全国地域サッカーチャンピオンズリーグ
- (6) 全国クラブチームサッカー選手権大会
- (7) 全国専門学校サッカー選手権大会
- (8) 全国高等専門学校サッカー選手権大会
- (9) 全国高等学校サッカー選手権大会
- (10) 全国高等学校総合体育大会サッカー競技
- (11) 日本クラブユースサッカー選手権（U-18）大会
- (12) 高円宮杯 JFA 全日本 U-15 サッカー選手権大会
- (13) 日本クラブユースサッカー選手権（U-15）大会
- (14) 全国中学校体育大会／全国中学校サッカー選手権大会
- (15) JFA 全日本 U-12 サッカー選手権大会
- (16) 皇后杯 JFA 全日本女子サッカー選手権大会
- (17) 全日本大学女子サッカー選手権大会
- (18) 全日本高等学校女子サッカー選手権大会
- (19) JFA 全日本 U-18 女子サッカー選手権大会
- (20) JFA 全日本 U-15 女子サッカー選手権大会
- (21) JFA 全日本フットサル選手権大会
- (22) JFA 全日本 U-18 フットサル選手権大会
- (23) JFA 全日本 U-15 フットサル選手権大会
- (24) JFA 全日本 U-12 フットサル選手権大会
- (25) JFA 全日本女子フットサル選手権大会
- (26) JFA 全日本 U-15 女子フットサル選手権大会

（大会）

- (1) 国民体育大会（サッカー競技）
- (2) JFA 全日本 0-60 サッカー大会
- (3) JFA 全日本 0-50 サッカー大会
- (4) JFA 全日本 0-40 サッカー大会
- (5) 日本スポーツマスターズ サッカー競技
- (6) JFA 全日本 0-30 女子サッカー大会
- (7) JFA 全日本ビーチサッカー大会

<p>2 本協会は、前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を主催する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(8) 全日本大学フットサル大会 (リーグ)</p> <p>(1) 日本フットボールリーグ (2) 日本女子サッカーリーグ (3) 日本フットサルリーグ (4) <u>高円宮杯 JFA U-18 サッカープレミアリーグ</u> (5) <u>高円宮杯 JFA U-18 サッカープリンスリーグ</u> (6) <u>高円宮杯 JFA U-15 サッカーリーグ</u> (7) U-13 地域サッカーリーグ (8) <u>JFA U-12 サッカーリーグ</u></p> <p>(その他)</p> <p>(1) <u>JFA 0-70 サッカーオープン大会</u> (2) <u>JFA 0-40 女子サッカーオープン大会</u> (3) <u>JFA 地域ガールズ・エイト (U-12) サッカー大会</u> (4) チャレンジサッカー (5) インディペンデンスリーグ全日本大学サッカーフェスティバル (6) 全日本大学サッカー新人戦 (7) 日本クラブユース東西対抗戦 (U-15)</p> <p>2. 本協会は前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を主催する。</p> <p>3. 前2項に定める競技会のほか、本協会はJリーグが主催する競技会を共同主催することができる。</p> <p>(後 援)</p> <p>第7条 本協会は、次の競技会を後援する</p> <p>(1) 全国自治体職員サッカー選手権大会 (2) 全国自衛隊サッカー大会 (3) 自衛隊女子フットサル大会 (4) 全国選抜フットサル大会 (5) 全国健康福祉祭サッカー交流大会(ねんりんピック) (6) 全国高等学校定時制通信制サッカー大会 (7) チビリンピック 小学生選抜8人制サッカー大会 (8) FUTSAL 地域チャンピオンズリーグ (9) 地域女子リーグカップ (10) 全国女子選抜フットサル大会</p>	
---	---	--

(新設)

(地域競技会等)

第7条 都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が独自に開催する競技会に関する規程は、本規則に準ずるものとする。

(新設)

(11) U-18 選抜フットサルトーナメント

(12) BeachSoccer 地域リーグチャンピオンシップ

2. 本協会は前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を後援する。

(表彰)

第8条 本協会が主催する選手権大会（ただし、名義主催する競技会は除く）の成績上位チーム及び個人に対して、次の表彰物を授与することができる。それ以外の競技会については別途定めることができる。

- (1) 優勝杯
- (2) 表彰状
- (3) 記念メダル
- (4) フェアプレー賞
- (5) 副賞（賞金）
- (6) 個人賞

2. 理事会が承認した場合、本協会は第三者から表彰物の提供を受けることができる。

(地域競技会等)

第9条 本協会の競技会の予選会を含む都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が開催する各種の競技会は、本規則が定める各種の原則に準じて運営されなければならない。

(名義主催)

第10条 本協会以外の団体が開催する競技会において、本協会を名目上の主催者又共同主催者とする（以下、「名義主催」という。）につき許可を与えることができる。本協会に対し名義主催を依頼する場合は、原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、第5節に定める事項を記載した書類を添付して本協会に申請し、本協会の承認を得なければならない。

2. 前項の承認を得た競技会開催に関して、事後に記載事項の変更が生じたときは、本協会に届け出て、その承認を得なければならない。  
3. 前項に定める名義主催を申請する団体は次の各号を満たさなければならない。

- (1) 本協会の掲げる理念に賛同する団体であること
- (2) 本協会の諸規程を遵守すること

4. 前1項に定める競技会は次の各号を満たさなければならない。

- (1) 参加するチーム及び選手が本協会の加盟チーム及び登録選手で

	<p>あること（ただし、普及イベントはこの限りではない）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 競技規則及び本協会の諸規程に基づき行われること</li> <li>(3) 参加する選手及び来場者等の傷害について十分に考慮されていること</li> <li>(4) 担当する審判員が本協会に登録された審判員であること</li> <li>(5) 当該競技会の開催日程が、本協会が主催する各種の競技会の日程に影響を与えないように十分に配慮されて設定されていること</li> <li>(6) 全国規模の競技会又は広く複数の地域のチームが参加する競技会であること</li> <li>(7) 長年の開催実績を有し、サッカーの普及に広く貢献が認められる競技会であること</li> <li>(8) 本規則の定めに基づき開催の申請が行われていること</li> <li>(9) その他本協会が必要と認めた指示に従い開催されること</li> </ul>	
(新設)	<p>(名義主催を申請する団体の要件)</p> <p>第 11 条</p> <p>名義主催を申請する団体は、原則として、次の各号のいずれかに該当しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本協会が加盟する団体</li> <li>(2) 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会</li> <li>(3) 加盟団体規則第 4 節に定める各種の連盟又は関連団体</li> <li>(4) 中央省庁、地方自治体又は公共団体</li> <li>(5) 報道機関（ただし、テレビ放送局、ラジオ放送局、新聞社又は通信社に限るものとする）</li> </ul> <p>2. 本協会は、前項各号のいずれにも該当しない団体には名義主催の許可を与えない。ただし、当該競技会を地域サッカー協会、都道府県サッカー協会又は各種の連盟が共同主催する場合はこの限りではない。</p>	
(新設)	<p>(名義主催における本協会の名称の使用方法)</p> <p>第 12 条 名義主催を許可された団体は、次の各号のいずれかの方法により本協会の名称を使用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該競技会を告知するためのチラシ等の各種印刷物に表示する。ただし、本協会の会旗及び標章（JFA シンボル、JFA ロゴタイプ又は JFA モチーフ）を使用する場合は、別段の申請によらなければならない。</li> </ul>	

<p>(新設)</p> <p>(競技会の名称の制限)  <b>第4条</b> 本協会が主催する競技会以外は、その名称に「全日本」又は「全国」を使用することはできない。</p> <p><u>(主管の委託)</u>  <b>第5条</b> 本協会は、<u>本協会の主催する競技会の主管を、その競技会開催地の地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会に委託することができる。</u>  2 前項の場合、<u>委託されたサッカー協会を、主管協会という。</u></p> <p>(アマチュア選手の賞品)  第6条 競技会に参加するアマチュア選手への賞品は、アマチュア選手にふさわしいものでなければならない。</p> <p>(地域競技会等)  <b>第7条</b> <u>都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が独自に開催する競技会に関する規程は、本規則に準ずるものとする。</u></p> <p>(処 分)  <b>第8条</b> <u>本協会は、本規則の規定に違反した都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、加盟チーム又は選手に懲罰規程にしたがって懲罰を科すことができるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 国内競技会</b></p> <p>(開催の申請)</p>	<p>(2) 本協会の役員の挨拶文等を競技会のパンフレットに掲載する。  (3) 本協会の公式ホームページで開催情報を掲載する。  (4) 原則として、当該競技会の会場に本協会の会旗が掲出されること</p> <p>(後援及び協力)  第13条 本協会は、本協会以外の団体が開催する競技会において、本協会を名目上の後援者又は協力者とするにつき許可を与えることができる。  2. 「後援」及び「協力」に係る要件及び手続き等については前3条を準用する。</p> <p>(削る)</p>	<p>第5条に移動</p> <p>第25条に移動</p> <p>第9条に移動</p> <p>第26条に移動</p> <p>第5節に移動</p>
--	---	---

第9条 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が、国内有料競技会（無料競技会であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う大会を含む。以下同じ）を開催（主催及び後援）するときは、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 競技会開催の趣旨

(2) 次の諸項目を含む競技会要項

- ① 名称
- ② 主催者とその住所地
- ③ 主管者とその住所地
- ④ 後援の具体的方法
- ⑤ 会期及び会場
- ⑥ 参加範囲
- ⑦ 参加資格
- ⑧ 競技の方法（勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など）
- ⑨ 表彰方法（賞品及びその寄贈者なども含む）
- ⑩ 参加料
- ⑪ 経費区分
- ⑫ 入場料金（単価と発行枚数）
- ⑬ その他

(3) 競技会運営の組織とその責任者

(4) 予算書

2 本協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。

3 前2項に基づきすでに承認を得た競技会の開催に関し、前項の添付書類中の記載事項に変更があったときは、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

（開催承認の条件）

第10条 前条による競技会開催の承認に際して、本協会が示す条件は、次の事項である。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1) 参加チームは、全て本協会の加盟チームであること
- (2) 競技は本協会の競技規則により行うこと



- (3) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること
- (4) 参加選手の傷害について考慮してあること
- (5) 本協会が定める競技会開催並びに運営に関する諸規程に従うこと
- (6) 審判への審判手当は関係協会の指示に従うこと
- (7) 競技場内及びその周辺に発生したチーム又はその所属員に関する懲罰事項に関しては、関係協会の規律委員会（又は規律・フェアプレー委員会）が決定すること
- (8) その他本協会が必要と認めた指示に従うこと

(各種連盟・加盟チームによる開催)

第11条 本協会の各種連盟又は加盟チームが、本協会主催以外の国内有料競技会を開催する場合は、必ず当該地の都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催するものとする。

(収支の調整)

第12条 本協会より委託された主管競技会の収入超過又は支出超過の処分については、財務委員会の提案に基づき理事会が決定する。

(予算及び決算)

第13条 競技会開催にともなう予算及び決算は、別に定める勘定科目並びに積算基礎による。

(決算の修正)

第14条 本協会は決算報告書に不審な点があるときは、証票書類の提出を求め、基準に照して支出過大と認められるときは、査定により修正を求めることができる。

(報告義務)

**第15条** 主催者及び主管協会は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の事項を本協会に対して報告しなければならない。

- (1) 競技会の概況
- (2) 公式記録となる競技記録
- (3) 収支決算書

(主催・共同主催・後援)

第16条 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会は、自ら主催する競技会に関し、本協会に対し主催、共同主催又は後援を依頼する場合

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

は、本協会に対し、原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、第9条（開催の申請）第1項各号に定める事項を記載した書類を添付して、申請し承認を得なければならない。

2 前項によりすでに承認を得た競技会開催に関して、前項の添付書類の記載事項に変更が生じたときは、本協会に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

(新設)

### 第3節 国際競技会

(総則)

第17条 国際競技会の組織及び運営に関する事項は、本節の定めるところによる。ただし、本節に定めのない事項については、理事会において別に定める。

(本協会の専属権限)

第18条 本協会はFIFAが認めるわが国唯一の代表機関であり、FIFA加盟国との国際競技会に関する折衝は、すべて本協会が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可した場合は、地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会が、これを行うことができる。

(国際競技会の開催の制限)

第19条 国際競技は、原則としてすべて本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国からチームを招聘して競技会を組織し、又は主催することはできない。

(本協会以外の団体による国際競技会)

第20条 本協会以外の団体が国際競技会を開催しようとする場合は、本協会はその内容を検討したうえで、これを承認することができる。

### 第3節 マッチコミッショナー

(マッチコミッショナー)

第14条 国内競技会において、各競技会で規定した場合は、マッチコミッショナーを配置することができる。

2. マッチコミッショナーの認定に関する事項は別途定める

### 第4節 国際競技会

(総則)

第15条 国際競技会の組織及び運営に関する事項は、本節の定めるところによる。ただし、本節に定めのない事項については、理事会において別に定める。

(本協会の専属権限)

第16条 本協会はFIFAが認める日本における唯一のサッカー協会であり、FIFAに加盟する他国のサッカー協会又はその関連機関との間の国際競技会に関する折衝は、原則として、本協会が行う。ただし、本協会が認めた場合は、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、Jリーグ又は各種の連盟がこれを行うことができる。

(国際競技会の開催の制限)

第17条 日本で開催される全ての国際競技会は、原則として本協会が主催するものとする。本協会以外の団体は、事前に本協会の承認を得なければ、日本国内において、外国からチームを招聘して競技会を組織し又は主催することはできない。

(本協会以外の団体による国際競技会)

第18条 本協会以外の団体が国際競技会を開催しようとする場合、本協会はその内容を精査したうえで、これを承認することができる。原則と

2 前項の場合、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会のいずれかが主催しなければならない。

3 本協会がFIFA及び大陸連盟等の依頼に基づき、その主催する競技会を日本国内で開催する場合には、その競技会の運営は本協会が行う。この場合、競技会に要する運営経費は、全て主催者等の負担とし、主管したことに伴い、金品の寄贈をうけることができる。この場合これらを寄附金として受けるものとする。

(海外における競技)

第21条 加盟チーム又は選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

#### 第4節 天皇杯全日本サッカー選手権大会

(目的)

第22条 天皇杯全日本選手権大会(以下「本大会」という)は、すべての第1種加盟チームが、日本サッカー界最高の覇者になる栄誉を競うとともに、競技を通じて体力および人格の向上を図り、サッカーの普及及び発展に寄与することを目的として実施する。

(主催)

第23条 本大会は、本協会が主催する。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合には、第三者との共同主催とすることができる。

(実施要項)

第24条 本大会の運営に関する事項については、理事会において別に『天皇杯開催規程』を定める。

#### 第2節 国内競技会

(開催の申請)

第9条 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が、国内有料競技会(無料競技会であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う大会

して競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、第5節に定める事項を記載した書類を添付して本協会に申請し、本協会の承認を得なければならない。

2. 前項の承認を得た競技会開催に関して、事後に記載事項の変更が生じたときは、本協会に届け出て、その承認を得なければならない。

3. 前項の場合、本協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、Jリーグ又は各種の連盟のいずれかが主催又は共同主催しなければならない。

4. 本協会がFIFA又は大陸連盟等の依頼に基づき、その主催する競技会を日本国内で開催する場合には、その競技会の運営は本協会が行う。この場合、競技会に要する運営経費は、全て主催者等の負担とし、主管したことに伴い、金品の寄贈をうけることができる。この場合これらを寄附金として受けるものとする。

(海外における競技)

第19条 加盟チーム又は選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

(削る)

#### 第5節 競技会開催申請

(開催の申請)

第20条 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が、日本国内において、入場料を徴収する競技会(以下、「有料競技会」という。)を主催

を含む。以下同じ)を開催(主催及び後援)するときは、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 競技会開催の趣旨
- (2) 次の諸項目を含む競技会要項
  - ① 名称
  - ② 主催者とその住所地
  - ③ 主管者とその住所地
  - ④ 後援の具体的方法
  - ⑤ 会期及び会場
  - ⑥ 参加範囲
  - ⑦ 参加資格
  - ⑧ 競技の方法(勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など)
  - ⑨ 表彰方法(賞品及びその寄贈者なども含む)
  - ⑩ 参加料
  - ⑪ 経費区分
  - ⑫ 入場料金(単価と発行枚数)
  - ⑬ その他
- (3) 競技会運営の組織とその責任者
- (4) 予算書

2 本協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。

3 前2項に基づきすでに承認を得た競技会の開催に関し、前項の添付書類中の記載事項に変更があったときは、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

(開催承認の条件)

第10条 前条による競技会開催の承認に際して、本協会が示す条件は、次の事項である。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1) 参加チームは、全て本協会の加盟チームであること
- (2) 競技は本協会の競技規則により行うこと
- (3) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること
- (4) 参加選手の傷害について考慮してあること
- (5) 本協会が定める競技会開催並びに運営に関する諸規程に従う

又は後援する場合、若しくは第三者の特別協賛又は協賛を受ける競技会を主催する場合は、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、本協会の承認を受けなければならない。

- (1) 競技会開催の趣旨
- (2) 次の諸項目を含む競技会要項
  - ① 競技会の名称
  - ② 主催者及びその住所地
  - ③ 主管者及びその住所地
  - ④ 後援・協賛の有無及びその具体的方法
  - ⑤ 競技会の日程及び会場
  - ⑥ 参加資格
  - ⑦ 競技会の方式(勝ち抜き方式又は総当たり方式等)、試合時間及び懲罰に関する取扱等)
  - ⑧ 表彰の方法(賞品及び寄贈者等の情報を含む)
  - ⑨ 参加料
  - ⑩ 入場料に関する情報(席種および単価)
  - ⑪ その他
- (3) 競技会の運営組織とその責任者
- (4) 予算書

2. 本協会は、必要に応じて、前項に定める申請の内容の変更を指示することができる。

3. 前2項に基づき既に本協会の承認を得た競技会に関し、前項に定める添付書類中の記載事項に変更があったときは、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

(開催承認の条件)

第21条 本協会は、前条に基づき開催の申請が為された競技会が次の各号に定める条件を満たす場合に限り、その開催を承認するものとする。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1) 全ての参加チームが、本協会の加盟チームであること
- (2) 競技規則にしたがって競技が行われること
- (3) 参加する選手が本協会の諸規程を遵守すること
- (4) 参加する選手の傷害について考慮されていること
- (5) 本協会が定める競技会の開催及び運営に関する諸規程に従

<p>こと</p> <p>(6) <u>審判への審判手当は関係協会の指示に従うこと</u></p> <p>(7) <u>競技場内及びその周辺に発生したチーム又はその所属員に関する懲罰事項に関しては、関係協会の規律委員会（又は規律・フェアプレー委員会）が決定すること</u></p> <p>(8) <u>その他本協会が必要と認めた指示に従うこと</u></p> <p>（各種連盟・加盟チームによる開催）  第11条 本協会の各種連盟又は加盟チームが、本協会主催以外の国内有料競技会を開催する場合は、必ず当該地の都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催するものとする。</p> <p>（収支の調整）  第12条 本協会より委託された主管競技会の収入超過又は支出超過の処分については、財務委員会の提案に基づき理事会が決定する。  （予算及び決算）  第13条 競技会開催にともなう予算及び決算は、別に定める勘定科目並びに積算基礎による。  （決算の修正）  第14条 本協会は決算報告書に不審な点があるときは、証票書類の提出を求め、基準に照して支出過大と認められるときは、査定により修正を求めることができる。</p> <p>（報告義務）  <u>第15条</u> 主催者及び主管協会は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の事項を本協会に対して報告しなければならない。  (1) 競技会の概況  (2) 公式記録となる競技記録  (3) 収支決算書</p> <p>（主催・共同主催・後援）  第16条 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会は、自ら主催する</p>	<p>うこと</p> <p>(6) <u>審判に対する審判手当の支払いは関連する団体の規則等に基づき適切に行われること</u></p> <p>(7) <u>当該競技会における懲罰問題に関して、主催する協会又は各種の連盟の規律委員会が調査、審議し、懲罰を決定すること</u></p> <p>(8) <u>その他本協会が必要と認めた指示に従うこと</u></p> <p>（各種連盟・加盟チームによる開催）  第22条 各種の連盟又は加盟チームが、日本国内において本協会の主催ではない有料競技会を開催する場合、必ず当該開催地の都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催又は共同主催しなければならない。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（報告義務）  <u>第23条</u> 主催者及び主管協会は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の事項を本協会に対して報告しなければならない。  (1) 競技会の概況  (2) 公式記録となる競技記録  (3) 収支決算書  (4) <u>その他本協会が要請する事項</u>  2. 本協会は、収支決算書に不明な点があるときは、証票書類の提出その他追加説明を求めることができる。</p> <p>（削る）</p>	
---	---	--

競技会に関し、本協会に対し主催、共同主催又は後援を依頼する場合は、本協会に対し、原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、第9条（開催の申請）第1項各号に定める事項を記載した書類を添付して、申請し承認を得なければならない。

2 前項によりすでに承認を得た競技会開催に関して、前項の添付書類の記載事項に変更が生じたときは、本協会に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

（追加）

（追加）

（主管の委託）

第5条 本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、その競技会開催地の地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会に委託することができる。

2 前項の場合、委託されたサッカー協会を、主管協会という。

（処分）

第8条 本協会は、本規則の規定に違反した都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、加盟チーム又は選手に懲罰規程にしたがって懲罰を科することができるものとする。

#### 第5節 附則

（改正）

第25条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

（施行）

第26条 本規則は、2017年4月13日から施行する。

（追加）

（協会納付金）

第24条 本協会主催以外の有料競技会（名義主催を含む）は、加盟団体規則 第6節第18条に基づき、本協会に協会納付金を納めなければならない。

#### 第6節 その他

（主管）

第25条 本協会は、本協会が主催する競技会の試合等の運営をその競技会の開催地の地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会に委託することができる。

2. 前項において、試合等の運営を委託された地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会を、主管協会と定める。

3. 本協会は、委託に際し、主管協会と主管契約書を締結する。

（処分）

第26条 本規則に違反した場合の処分は、司法機関組織運営規則及び懲罰規程に従う。

#### 第7節 附則

（改正）

第27条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

（施行）

第28条 本規則は、2017年4月13日から施行する。

（改正）

2018年4月12日